

事務連絡
平成30年12月4日

公益社団法人日本動物用医薬品協会 専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（薬事監視指導班担当）

脳機能の向上等を標ぼうする医薬品等を個人輸入する場合の取扱いについて

平素より動物薬事行政に御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。

厚生労働省から、「脳機能の向上等を標ぼうする医薬品等を個人輸入する場合の取扱いについて（平成30年11月26日付け薬生監麻発1126第3号）」が通知され、別添写しの通り獣医師会にお知らせしておりますので、御了知願います。

事務連絡
平成30年12月4日

公益社団法人 日本獣医師会 専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（薬事監視指導班担当）

脳機能の向上等を標ぼうする医薬品等を個人輸入する場合の取扱いについて

平素より動物薬事行政に御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。

厚生労働省から、別添の通り「脳機能の向上等を標ぼうする医薬品等を個人輸入する場合の取扱いについて（平成30年11月26日付け薬生監麻発1126第3号）」が通知されましたのでお知らせいたします。

このことにより、平成31年1月1日から、同通知の別添の成分を含む海外で販売されている人用の医薬品やサプリメント等の食品を自己が所有する動物に使用する目的で個人輸入する場合であっても、あらかじめ薬監証明の交付が必要となり、薬監証明の交付を受けるための必要書類の1つとして獣医師の指示書が求められることとなりましたので御了知願います。

なお、獣医師が同通知の別添の成分を含む、海外で販売されている人用の医薬品や食品等を自己の責任のもと、自ら診察する動物の診断又は治療に供することを目的として輸入する場合は、これまで通り、医療従事者個人用として薬監証明の交付が必要となります。

つきましては、以上のことについて御承知いただくとともに、貴会会員に周知をお願いいたします。

〈連絡先〉

担当者：薬事監視指導班 関口、細田

電話：03-3502-8701

メール：yakuji_kanshi@maff.go.jp